

東栄町地域強靱化計画（概要版）

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ P1~P2

【計画策定の趣旨】

○ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「国土強靱化法」）」第13条において、市町村は国の国土強靱化基本計画と調和のとれた国土強靱化地域計画（以下「地域計画」）を定めることができるものとされています。

○ 本町においても、**大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、暮らし続けられるまちの実現に向けて**、国土強靱化法の基本理念に基づき、**町民の生命と財産を守る防災減災及び早期の復旧復興に備えるとともに、町民の生活向上や地域振興に資する施策を計画的に実行する必要があります。**

○ 「東栄町地域強靱化計画（以下「本計画」という。）」は、**国全体の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国、県、関係団体、町民等と相互に協力・連携し、本町の強靱化に関する指針として策定し、取組を推進するものです。**

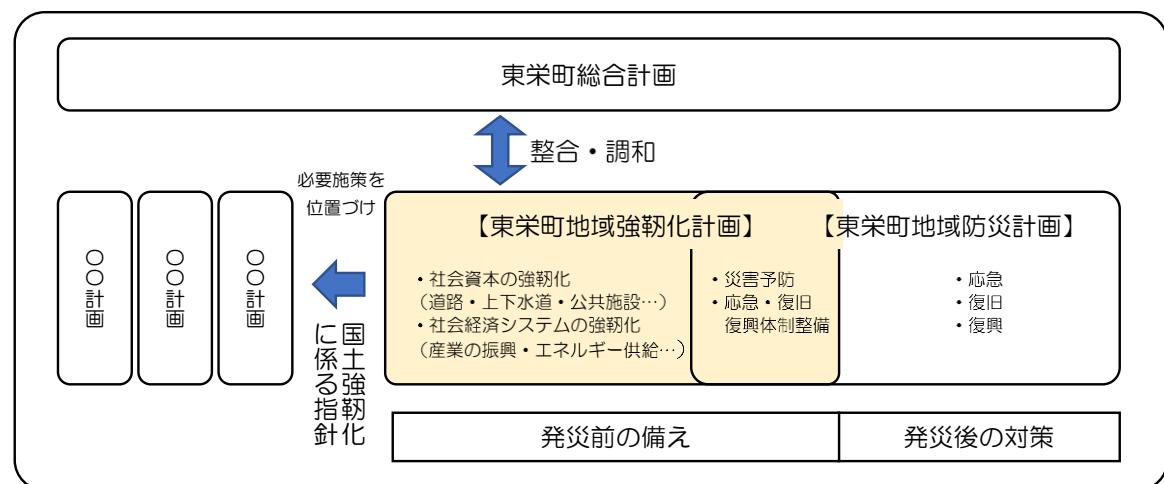
【本計画の位置付け】

○ 町総合計画の目標を実現するため、各課で行う施策に関する国土強靱化に係る指針になります。

○ 防災減災から災害対策まで総合的に定めた地域防災計画に対し、**発災前の備えとして行うべき施策をリスクを想定したうえで検討しています。**

○ 国基本計画及び県地域強靱化計画と調和及び連携・役割分担が図られています。

※本計画への施策の位置付けが、国・県による支援の要件にもなります。



【対象とする区域・計画期間】

対象とする区域：東栄町全域

計画期間：令和3年度から令和7年度までの5年間

第2章 東栄町の地域特性・想定するリスク P3~P9

東栄町の地域特性として、(1)地形、(2)人口動向、(3)交通特性、(4)産業特性、(5)社会資本の老朽化の観点から現状を分析し、本町に影響を及ぼす大規模自然災害全般による被害を次のとおり想定しました。

（地震により想定される被害）

○ 県の予測調査（平成26年3月）では最大震度は6弱で、建物・人的被害は他市町村に比べ多くないものと想定されています。一方、土砂災害や山腹崩壊の危険性は高く、それに伴う道路封鎖や落橋、孤立集落の発生等が想定されます。

（大雨、暴風等により想定される被害）

○ 近年、局地的な大雨や大型台風の上陸等による大規模な洪水や土砂災害等が全国的に増加傾向にあり、それに伴う建物等人的被害や、孤立集落の発生等が想定されます。

（大雪により想定される被害）

○ 過去例から、長期の停電や積雪・倒木による道路等の通行不能、住家・施設の損壊、孤立集落の発生等が想定されます。

（林野火災により想定される被害）

○ 町面積の約90%を森林が占め、森林に隣接した建物等への被害のほか、産業や環境への影響も懸念されます。

第3章 東栄町の強靱化の基本的な考え方 P10

○ 国・県の計画との調和や基礎自治体としての役割を踏まえ、次のとおり基本目標を定めるとともに、強靱化を進める上での留意事項を設定しました。

～基本目標～

- 1 町民の生命を最大限守る
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する
- 3 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- 4 迅速な復旧復興を可能とする

第4章 東栄町の脆弱性評価と強靱化の推進方針 P11~P35

○ 本町に影響を及ぼすリスクに対して、現在町が行っている施策の実施状況の脆弱性評価を行い、評価結果を基に「強靱化の推進方針」（強靱化のために町が行う施策）を次の手順で検討しました。

○ 本町の強靱化施策の推進方針については、裏面に主な推進方針（※項目のみ）を記載しています。

【事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)設定】 P11

第3章で示した基本目標を達成するにあたって、8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標に対して、36の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。（裏面参照）

【施策分野の設定】 P12

リスクシナリオごとに検討した「強靱化の推進方針」について、担当課や横断的に取り組むべき施策を明確化するため、国の国土強靱化基本計画や県の地域強靱化計画を参考に、次の9つの個別施策分野と4の横断的の分野を設定しました。

個別施策分野（9）		横断的の分野（4）
①行政機能／警察・消防等	⑥産業・経済	①リスクコミュニケーション
②住宅・都市	⑦交通・物流	②老朽化対策
③保健医療・福祉	⑧農林水産	③産学官民・広域連携
④エネルギー	⑨環境	④将来的課題
⑤情報通信		

※その他、東栄町総合戦略との相関性を明らかにするため「総合戦略関連施策」を独自に設定しました。

【脆弱性の評価結果と推進すべき施策の方針】 P12

（脆弱性評価）

- 本町が取り組んでいる施策についてリスクシナリオごとに取組状況や課題を分析
- 進捗が遅れている**施策や新たな施策の必要性**について検討・整理
- 関係課へのヒアリング等により実施

（推進方針）

- 脆弱性評価結果を踏まえ、町が行う強靱化施策の推進方針を設定（裏面参照）
- リスクシナリオごとに検討したものを、個別施策分野と横断的施策分野それぞれに分類。
- 東栄町総合戦略と関係の深い施策を総合戦略関連施策として抽出

第5章 計画推進の方策 P36

本町の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

- ▶ 計画の推進体制
各課を横断した全庁的な体制のもと、国、県等の関係者とも連携を図りながら取り組みます。
- ▶ 計画の進捗管理
総合計画と合わせて進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、フォローアップを進めます。
- ▶ 計画の見直し等
施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の全体を見直します。また、毎年度の進捗管理の中で、適宜必要な見直しを行います。

《リスクシナリオごとの施策の推進方針 一覧》

事前に備えるべき目標	
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な推進方針
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	P15～P17
1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	・住宅・建築物等の耐震化 ・公共施設等の耐震化 ・火災に強いまちづくり等の推進 ・消防団の災害対応力の強化
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	・不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ・不特定多数の者が利用する建築物等の防火・耐火対策 ・災害対応力の向上
1-3 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生	・市街地等における河川施設の強化 ・ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	・土砂災害対策の推進 ・森林・農地等の保全機能の低下への対応 ・農業用ため池の安全性の向上
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等を要因とする多数の死傷者の発生	・専用通信における事前予防対策 ・効果的な教育・啓発の実施 ・町民への確実な情報伝達 ・情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	P18～P22
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	・物資輸送ルートの確保 ・水道施設の老朽化対策等の推進 ・物資調達体制の強化・受援体制の構築 ・備蓄の推進
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	・孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進 ・地域防災力の強化
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・災害対応の体制・資機材強化 ・道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ・地域防災力の強化 ・消防団の災害対応力の強化 ・避難行動要支援者の救助・救急活動
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	・道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ・需要を想定した備蓄量の検討 ・自立・分散型エネルギー供給の促進
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱	・帰宅困難者対策の推進 ・役場等の機能低下の回避 ・代替輸送手段の確保等
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	・新東栄医療センター（仮称）の整備 ・災害時の医療機能の確保・充実 ・医師の確保 ・災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保 ・要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制整備
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・資機材の整備 ・衛生環境の確保等
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	P23～P24
3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	・災害時防犯体制の強化 ・警察署等の耐震化の促進
3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・業務継続計画の具体化及び見直し ・役場等の機能確保 ・防災拠点等の電力確保 ・道路の防災対策等 ・災害時の広域連携の推進
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	P25
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	・情報通信機能の耐災害性の強化・高度化 ・北設情報ネットワークの維持・管理
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・情報提供手段の多重化 ・北設情報ネットワークの維持・管理

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		P26～P27
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	・企業BCP策定の促進等 ・事業者との情報交換の推進 ・企業防災力の強化	
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	・燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	
5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止	・道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進	
5-4 食料等の安定供給の停滞	・サプライチェーン輸送モードの強化 ・食料の確保 ・農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化	
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	P28～P30	
6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止	・ライフラインの災害対応力強化 ・自立・分散型エネルギーの導入の促進	
6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	・水道施設の老朽化対策等の推進 ・広域的な応援体制の確立 ・復旧体制の強化	
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	・下水道施設・農業集落排水施設の老朽化対策等の推進 ・復旧体制の強化 ・浄化槽・マンホールトイレの整備 ・災害時の廃棄物の処理体制の整備	
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	・道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進 ・迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備	
6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態	・避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進 ・避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保 ・避難所運営体制・要配慮者等への支援体制の整備 ・マンホールトイレの整備	
7 制御不能な二次災害を発生させない	P31～P33	
7-1 市街地での大規模火災の発生	・救助活動能力の充実・強化 ・火災に強いまちづくり等の推進 ・消防団の災害対応力の強化	
7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	・沿線・沿道の住宅・建築物の耐震化の促進 ・災害情報の収集体制の強化 ・迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備	
7-3 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	・農業用ため池の安全性の向上	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出	・有害物質の漏えい等の防止対策の推進	
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	・農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ・適切な森林の整備・保全 ・自然と共生した多様な森林づくりの推進	
7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	・風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化	
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	P34～P35	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物処理計画の運用 ・廃棄物受け入れ体制の構築	
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・復旧・復興を担う人材等の育成等 ・役場等の体制・施設強化 ・事前復旧・復興計画等の策定 ・災害ボランティアの円滑な受入	
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・地域コミュニティ力の強化に向けた支援 ・役場等の職員・施設等の被災による機能低下の回避 ・警察署等の耐震化の促進	
8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ・基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討	
8-5被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態	・応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組 ・自宅住居による生活再建の促進 ・罹災証明書の発行体制の整備	